

建交労あいち推進ニュース

〒454-0842 名古屋市中川区宮脇町 2-99-2 TEL052-353-1911 FAX052-362-5841

発行
建交労愛知県本部
NO2011
2020-5-22

雇用調整助成金の申請が簡素化されました！

5月中旬、雇用調整助成金の申請がさらに簡素化されました。小規模事業者（従業員20人以下）の場合、①「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになった、②「休業等計画届」の提出が不要となった、③「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法が簡素化された、ことが大きな柱で、提出書類も少なくなりました。この雇用調整助成金の申請期限は、「支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内」となっており、6月に休業を実施した場合は、8/31が申請期限となります。これまでに、また、これから休業を予定しているところでは、雇用調整助成金の申請を行うよう、経営側に求めるとともに、休業給付額も100%支給を求めています。助成率も上がっています。

トヨタなどの自動車関連、鋼材関連、あるいはアパレル関連、旅行・宿泊関連業界等での休業が続いており、それらに関連するところは、必ず休業手当に関する交渉を強めていきましょう。



20 春闘から夏季一時金闘争へ！

コロナで業務の大変な職場状況も次々と書記局に情報が集まっています。しかし、私たちの生活は、賃金や一時金で成り立っています。

この賃金や一時金が減額されれば、生活は成り立ちません。賃金・一時金の交渉は、今、各所場で闘われています。



環境職場では、4月に特別な危険手当の支給がされたところもあり、学童保育でも特別手当の支給がされています。保育パートでは、会計年度職員に移行したこともあり、改めて夏季一時金の支給要求を提出しています。また、保育パートでは、一旦無くなった夏季休暇について、勤務時間の長短に関わらず、すべてのパート職員に復活することが、先日ハッキリしました。要求はあきらめずに、訴え続けることが重要です。こんな時期だからこそ、要求を高く掲げ、職場実態に根差した労働組合運動を粘り強く展開していきましょう。

5/24 県本部組織拡大統一行動に参加を！

県本部では5/24に港区木場町で組織化宣伝行動を行ないます。参加できる方は、地下鉄「東海通」に10時に集合してください。市民に元気な建交労をアピールしよう！

名古屋市の様々な支援制度！

名古屋市をはじめ、自治体でも独自の支援策を打ち出しています。その一端を紹介します。（名古屋市の例）

- すべての人＝特別定額給付金、水道料金の2ヶ月分減額
 - 解雇等により住宅を失う恐れのある方＝住居確保給付金、市営住宅の提供
 - 学校や保育所に通う子供がいる方＝就学援助、市立高校授業料等減免、保育料の日割り計算減額、高等教育の修学支援、授業料減免
 - 収入が大きく減った人＝特別貸付（緊急小口資金、総合支援資金）
 - 期間の延長制度＝市県民税の申告期限の延長、納税の猶予措置、上下水道料金の支払い猶予
 - 給付金制度＝休業協力金、コロナ対策協力金、事業継続応援金、持続化給付金など
 - 融資制度＝特別貸付、危機対応融資、事業継続資金など
 - 援助金制度＝ナゴヤ文化芸術活動緊急支援、子ども子育て事業応援金など、多数あります。
- 詳細は名古屋市HPを参照してください。
*他の自治体も同様の制度があります。
調べてみてはいかがでしょうか？



不要なアベノマスクはありませんか？

“アベノマスク”が不要の方は、**県本部にマスクをお寄せください**。必要な施設等にお渡しします。

県本部では、新型コロナウイルスによる業務への影響、業務変化とその対応の情報を集約していますので、各職場の情報をお寄せください
教訓的なものについて随時、ニュースでお知らせします。